



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
○ 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する 条例（人事課）	5
○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）	6
○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	7
○ 沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課）	9
○ 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（農地農村整備課）	10
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例（観光政策課）	11
○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	13
○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	19
○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）	22

規 則

○ 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	24
○ 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	34
○ 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（農地農村整備 課）	37
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規 則（観光政策課）	39
○ 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）	39
○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）	40

病院事業局事項

○ 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程	43
人事委員会事項	
○ 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	44
○ 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	44

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 非常勤職員に係る育児休業について、子が2歳に達する日まで育児休業ができる場合を定めることとし
た。（第2条の4関係）
- 2 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことが、育児
休業の再度の取得及び延長並びに育児短時間勤務の1年以内の再度の取得ができる特別の事情に該当するこ
とを明確化することとした。（第3条第6号、第4条及び第11条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第2条、第2条の3、第2条の5、第3条第7号及び第4条関
係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務、修学旅行等引率業務及び对外運動競技等引率指導業務に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げることとした。 (第40条関係)
- 2 この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。 (附則)

○ 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

- 1 題名を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」に改めることとした。 (題名関係)
- 2 目次及び章名を付することとした。 (目次関係等)
- 3 原子力緊急事態関連作業手当を設けることとした。 (第3条関係)
- 4 特定大規模災害に対処するための交通取締等手当及び警ら作業手当の額の特例を定めることとした。 (第4条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

- 1 自動車税の賦課徴収に関する申告書又は報告書を提出する際の、本人確認のための書類の添付を不要とすることとした。 (第144条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則第1項)
- 3 この条例の施行に伴い、沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。 (附則第2項)

○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

- 1 題名を「県税の課税免除の特例に関する条例」に改めることとした。 (題名関係)
- 2 地域経済牽引事業を行う事業者が設置した一定の施設に係る不動産取得税又は固定資産税について課税を免除することとした。 (第2条第8号及び第9号並びに第11条関係)
- 3 中心市街地における不均一課税の規定を削るとともに、関係規定を整理することとした。 (第1条、第2条第10号及び第11号並びに第12条から第15条まで関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。 (第5条、第16条、第17条並びに附則第2項及び第3項関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則第1項)
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項)

○ 沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

- 1 基金の設置期間を延長することとした。 (附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第34号)

- 1 次に掲げる条例について、土地改良法の改正に伴う規定の整理を行うこととした。
(1) 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例<第1条>
(2) 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例<第2条>
(3) 沖縄県の事務処理の特例に関する条例<第3条>
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例 (条例第35号)

- 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。 <第1条>
(1) 通訳案内士に係る手数料の規定を全国通訳案内士に係るものに改める。 (別表第3関係)
(2) 地域通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定める。 (別表第3関係)
(3) 地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料を廃止する。 (別表第3関係)
(4) 旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める。 (別表第3関係)
(5) その他所要の改正を行う。 (別表第3関係)
- 2 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例を廃止することとした。 <第2条>
- 3 この条例は、平成30年1月4日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

- 1 道路占用料の額等を改めることとした。 (別表関係)
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。 (附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項及び第3項)
- 4 この条例の施行に伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。 (附則第4項)

○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

- 1 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合の上限を定めることとした。 (第2条の5関係)
- 2 中城公園に新たに整備したキャンプ場を有料公園施設として定めるとともに、その供用日及び供用時間を見定めることとした。 (別表第3及び別表第4関係)
- 3 沖縄県総合運動公園の蹴球場に新たに整備した会議室及びシャワー並びに中城公園のキャンプ場の利用料金の基準額を定めることとした。 (別表第6関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。 (第34条関係)
- 5 この条例は、平成30年1月5日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

- 1 県公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者からの収入の申告等が困難と認められる場合は、県が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることとした。 (第16条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。 (第4条から第7条まで、第9条、第11条から第19条まで、第21条、第29条、第31条から第34条まで、第36条、第39条、第40条、第42条から第44条まで、第52条から第55条まで、第57条、第59条、第63条、第65条及び第68条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

条 例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第28号

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号アリ中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において法等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「育児休業法」を「法」に改め、「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第29号

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第30号

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例（第1条・第2条）

第2章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務

手当の特例（第3条・第4条）

附則

第1章 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

第2条中「に限る」の次に「。第4条において同じ」を、「交通の取締りの作業」の次に「（第4条において「交通取締作業」という。）」を、「警らの作業」の次に「（第4条において「警ら作業」という。）」を加え、同条の次に次の1章を加える。

第2章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

（原子力緊急事態関連作業手当）

第3条 原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において人事委員会規則で定める作業に従事したときは、特殊勤務手当として原子力緊急事態関連作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき2万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

（交通取締等手当及び警ら作業手当の額の特例）

第4条 特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。））に対処するため、職員が交通取締作業又は警ら作業に引き続き5日以上従事した場合における手当の額は、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第4条第2項又は第29条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額にそれぞれ1日につき840円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第31号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第144条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち沖縄県税条例第139条を改め、同条の次に13条を加える改正規定（第139条の6第1項第2号に係る部分に限る。）中「第144条第1項及び第3項」を「第144条第1項及び第2項」に改める。

第2条のうち沖縄県税条例第144条の改正規定中「（第3項）を「（第2項）に、「同条第3項中」を「同条第2項中」に、「同条第4項中」を「同条第3項中」に、「同条第5項中」を「同条第4項中」に改める。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第32号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県税の課税免除の特例に関する条例

第1条中「及び不均一課税」を削る。

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。) 第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

(9) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

第2条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第5条第1号中「当該設備」を「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に、「当該次に掲げるいずれかの設備（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。）」を「当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」に改める。

第11条の見出しを「（促進区域における課税免除）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成31年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に促進区域対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。）に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

第11条各号中「同意集積区域対象施設」を「促進区域対象施設」に改める。

第12条を削る。

第13条（見出しを含む。）中「又は不均一課税」を削り、同条を第12条とする。

第14条第1項中「又は不均一課税」及び「又は第12条の規定により不均一課税すべき額以外の額」を削り、同条第2項中「又は不均一課税」を削り、同条を第13条とする。

第15条中「、第11条若しくは第12条」を「若しくは第11条」に改め、同条を第14条とする。

第16条を削り、第17条を第15条とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した者に対して課する不動産取得税又は固定資産税の課税免除について適用し、施行日以後に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項に規定する同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第55号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設を設置した者に対して課する不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第33号

沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護保険事業推進基金条例（平成24年沖縄県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第34号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正）

第1条 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年沖縄県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「よつて」を「よって」に改める。

第2条第1項中「、第87条の2第1項若しくは第2項又は第88条」を「、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項又は第85条の4第1項の規定による申請によって県が行う事業及び第87条の2第1項、第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「よつて」を「よって」に、「その他」を「その他の」

に改める。

第3条中「よつて」を「よって」に改める。

第7条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項及び第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第10条第2項中「あつた」を「あった」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第14条中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第15条中「怠つた」を「怠った」に改める。

第16条中「付属物」を「附属物」に、「付替え工事」を「付替工事」に、「行なつた」を「行った」に、「よつて」を「よって」に改める。

(沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

第2条 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和50年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

第4条第2項中「第88条」を「第87条の5第1項」に改め、「翌年度」の次に「の初日」を加え、同項ただし書中「する年度」の次に「の初日」を加える。

第5条第1項中「同項第2号」を「同項第1号」に、「第88条第1項」を「第87条の4第1項又は第87条の5第1項」に、「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表42の項^⑯中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同項^⑰中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第35号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 通訳案内士登録申請手数料の項中「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に、「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同表通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料の項中「通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料」に、「に基づく通訳案内士登録証」を「に基づく全国通訳案内士登録証」に改め、同項の次に次のように加える。

地域通訳案内士登録申請手数料	通訳案内士法第57条において準用する同法第18条の規定に基づく地域通訳案内士の登録の申請に対する審査	1件につき5,100円
地域通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料	通訳案内士法第57条において準用する同法第23条第2項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正又は同法第57条において準用する同法第24条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付	1件につき4,000円

別表第3 地域限定通訳案内士試験手数料の項、地域限定通訳案内士登録申請手数料の項及び地域限定通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料の項を削り、同表旅行業新規登録申請手数料の項、旅行業者代理業新規登録申請手数料の項、旅行業更新登録申請手数料の項及び旅行業変更登録申請手数料の項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、旅行業変更登録申請手数料の項の次に次のように加える。

旅行サービス手配業新規登録申請手数料	旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	1件につき15,000円
--------------------	--	--------------

(沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例の廃止)

第2条 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例（平成25年沖縄県条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第36号

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		占 用 料				
		単 位	所 在 地			
			第 1 級 地	第 2 級 地	第 3 級 地	第 4 級 地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	1,600	660	440	350
	第2種電柱		2,400	1,000	680	540
	第3種電柱		3,300	1,400	920	730
	第1種電話柱		1,400	590	400	320
	第2種電話柱		2,300	950	630	500

	第3種電話柱		3,100	1,300	870	690	600
	その他の柱類		140	59	40	32	27
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	14	6	4	3	3
	地下に設ける電 線その他の線類		8	4	2	2	2
	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	1,400	580	390	310	270
	地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	850	350	240	190	160
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき 1年	2,800	1,200	790	630	540
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		1,200	500	330	270	230
	広告塔	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	19,000	3,800	1,700	960	670
	その他のもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	2,800	1,200	790	630	540
法第32条 第1項第 2号に掲	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	59	25	17	13	11

げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		85	35	24	19	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130	53	36	28	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170	71	47	38	33
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250	110	71	57	49
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340	140	95	76	65
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		590	250	170	130	110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		850	350	240	190	160
	外径が1メートル以上のもの		1,700	710	470	380	330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1	2,800	1,200	790	630	540

法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街 及び地 下室	階数が 1のもの	年	Aに0.005を乗じて得た額						
				Aに0.008を乗じて得た額						
				Aに0.01を乗じて得た額						
	上空に設ける通 路			9,700	1,900	870	480	340		
	地下に設ける通 路			5,800	1,100	520	290	200		
	その他のもの			2,800	1,200	790	630	540		
	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設		祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 日	190	38	17	10	7	
その他			その他	占用面積1 平方メート ルにつき1 月	1,900	380	170	96	67	
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板 (アーチで あるもの を除く。)	一時的 に設け るもの								
		その他 のもの	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	19,000	3,800	1,700	960	670		

	標識	1本につき 1年	2,300	950	630	500	440	
	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につき 1日	190	38	17	10	7
		その他 のもの	1本につき 1月	1,900	380	170	96	67
	幕(政 令第7 条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。)	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	190	38	17	10	7
		その他 のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	1,900	380	170	96	67
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき 1月	19,000	3,800	1,700	960	670
		その他 のもの		9,700	1,900	870	480	340
	政令第7条第2号に掲げ る工作物	占用面積1 平方メート ルにつき1	2,800	1,200	790	630	540	

政令第7条第3号に掲げる施設		年	Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	170	96	67	
			280	120	79	63	54	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設								
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額					
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額					

別表の備考第8号中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 平成30年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額

(2) 平成31年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の別表」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第36号）による改正後の別表」に改める。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第37号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

第2章中第2条の4の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第34条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第3公園施設の項中 「

管理事務所会議室

」 を 「

管理事務所会議室
キャンプ場

」 に改める。

別表第4中

管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
南エントランス管理事務所多目的室		

」を

管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
キャンプ場		午前9時から午後9時まで
南エントランス管理事務所多目的室		午前9時から午後5時まで

」に

改める。

別表第6第1項第3号中

その他の催物 を利用する場合	入場料を徴収 しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円	
	入場料を徴収	入場料を徴収しない場合の時間の				

	する場合	区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				を	
照明設備	全点灯	1時間につき 1,910円					
	2分の1点灯	1時間につき 950円					

その他の催物 に利用する場 合	入場料を徴収 しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円	に	
	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
第1会議室		1,900円	1,900円	3,800円	540円		
第2会議室		880円	880円	1,760円	250円		
照明設備	全点灯	1時間につき 1,910円					
	2分の1点灯	1時間につき 950円					
シャワー		1人1回につき 100円					

改め、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) キャンプ場

区 分	基 準 額
日帰り	1区画につき 1,000円

別表第6（注）第10項中「オートキャンプ場」の次に「又はキャンプ場」を加える。

附 則

この条例は、平成30年1月5日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第38号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第2項中「当たつては」を「当たっては」に改める。

第5条第7号中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に改める。

第6条第1項第1号ただし書中「あつては」を「あっては」に改め、同号クイ中「行つた」を「行った」に改め、同項第5号中「あつては」を「あっては」に改める。

第7条第3項中「あつては」を「あっては」に、「失つた」を「失った」に改める。

第9条第6項第1号中「あつて」を「あって」に改める。

第11条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に改める。

第12条第1項中「あつた」を「あった」に改め、同条第6項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第16条第1項本文中「政令」を「、政令」に改め、同項ただし書中「規定による」の次に「報告の」を加え、「行つた」を「行った」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、県公営住宅の入居者（省令第8条で定める者に該当する者に限る。）が前条第1項の規定による収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居

者の県公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条に規定する方法により、省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該県公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めるものとする。

第17条第2号中「かかつた」を「かかった」に改める。

第18条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第19条第2項中「第17条の各号」を「第17条各号」に改める。

第21条第3項中「よつて」を「よって」に改める。

第29条第2項中「あつては」を「あっては」に改める。

第31条第1項中「第16条第1項」の次に「及び第4項」を加え、「あつては」を「あっては」に改める。

第32条第4項第1号中「かかつている」を「かかっている」に改める。

第33条第1項中「第16条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「あつては」を「あっては」に改める。

第34条の見出し中「あつせん」を「あっせん」に改め、同条中「あつた」を「あった」に、「あつせん」を「あっせん」に改める。

第36条の見出し中「収入状況」を「収入状況の」に改め、同条第1項中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「あつせん」を「あっせん」に改める。

第39条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条第1項第1号中「よつて」を「よって」に改め、同項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項及び第4項中「行つた」を「行った」に改め、同条第6項中「代わつて」を「代わって」に改める。

第43条第2項中「附す」を「付す」に改める。

第44条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第52条第1項中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第53条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「あつせん」を「あっせん」に改める。

第54条中「あつた」を「あった」に、「明渡した」を「明け渡した」に改め、「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「あつせん」を「あっせん」に、「第40条第1項」を「第40条」に改める。

第55条第1項第1号中「失つた」を「失った」に、「至つた」を「至った」に改め、同項第2号中「失つた」を「失った」に改め、同条第2項中「しなくなつた」を「しなくなつた」に改める。

第57条第2項及び第59条第1項中「あつては」を「あっては」に改める。

第63条第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第5号中「失つた」を「失った」に改める。

第65条中「あつて」を「あって」に改める。

第68条中「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「沿つた」を「沿った」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第46号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第49条の2を削る。

第16号様式（表）中「沖縄県公金」を削り、

「

口座番号	01730-3-961038番
------	-----------------

」を「

口座番号	
------	--

」に、「（沖縄県）を「（沖縄県又は

C V S本部」に、「

口座番号	01730-3-961038番
------	-----------------

」を「

口座番号	
------	--

」に、

「郵便局・金融機関・コンビニ」を「金融機関控」を「金融機関又はC V S店舗保管」に、

〔二〕
「口座番号 01730-3-961038番」を「口座番号 」に、

「
領
收
日
付
印
(納税者保管)」を「
領
收
日
付
印
収入印紙不要
(納税者保管)」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

三

第17号様式（表）中「沖縄県公金」を削り、「八重山事務所又はC V S 店舗」を「八重山事務所又はC V S 本部」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

第19号様式（表）中「沖縄県公金」を削り、「（沖縄県）」を「（沖縄県又はC V S本部）」に、

「郵便局・金融機関・コンビニ」を「金融機関控」を「金融機関又はC V S店舗保管」に、

「

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

」を「

領 収 日 付 印	収入印紙不要 (納税者保管)
-----------------------	-------------------

」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

<p>(裏)</p> <p>不服の申立て この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求することができます。 審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴え この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。（訴訟において沖縄県を代表する者は、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 2 处分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 3 その他裁決を経ないことに正當な理由があるとき。 	<p>延滞金について 納期限までに納付されないとときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6%セント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年14.6%セント、年7.3%セント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%セントの割合を計算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%セントの割合に満たない場合には、そこの年（以下「特例基準割合適用年」という。）においては、年14.6%セントの割合にあつては当該特例基準割合における特例基準割合に年7.3%セントの割合とし、年7.3%セントの割合を超える場合には、年7.3%セントの割合を計算した割合（当該加算した割合が年7.3%セントの割合を超えた場合には、年7.3%セントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金が加算されます。</p> <p>県税の納付場所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄農業銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫那覇支店、みやほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合联合会本店、鹿児島銀行 2 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※指定期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。 3 コンビニエンスストア ※指定期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。 4 ファミリーマート、ローソン、ミニユニティ・ストア、サークルK・サンクス、セーブオン、ボーラグループ、ミニストップ、ディーヤマザキ、ヤマザキデイーストアー、MMK設置店 沖縄県の機関 以下の機関では、窓口での納付又はこの督促状を同封の現金書留での納付ができます。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階)</td> <td>沖縄県那覇県税事務所</td> <td>Tel. 098-897-1377・1387</td> </tr> <tr> <td>〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階)</td> <td>沖縄県名護県税事務所</td> <td>Tel. 098-894-6502・6503</td> </tr> <tr> <td>〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階)</td> <td>沖縄県コザ県税事務所</td> <td>Tel. 098-52-5138</td> </tr> <tr> <td>〒901-2134 浦添市港川1500番地の10</td> <td>沖縄県自動車税事務所</td> <td>Tel. 098-879-1621</td> </tr> <tr> <td>〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階)</td> <td>沖縄県宮古事務所県税課</td> <td>Tel. 0980-72-2553</td> </tr> <tr> <td>〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階)</td> <td>沖縄県八重山事務所県税課</td> <td>Tel. 0980-82-3045</td> </tr> </table> 	〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階)	沖縄県那覇県税事務所	Tel. 098-897-1377・1387	〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階)	沖縄県名護県税事務所	Tel. 098-894-6502・6503	〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階)	沖縄県コザ県税事務所	Tel. 098-52-5138	〒901-2134 浦添市港川1500番地の10	沖縄県自動車税事務所	Tel. 098-879-1621	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階)	沖縄県宮古事務所県税課	Tel. 0980-72-2553	〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階)	沖縄県八重山事務所県税課	Tel. 0980-82-3045
〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階)	沖縄県那覇県税事務所	Tel. 098-897-1377・1387																	
〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階)	沖縄県名護県税事務所	Tel. 098-894-6502・6503																	
〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階)	沖縄県コザ県税事務所	Tel. 098-52-5138																	
〒901-2134 浦添市港川1500番地の10	沖縄県自動車税事務所	Tel. 098-879-1621																	
〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階)	沖縄県宮古事務所県税課	Tel. 0980-72-2553																	
〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階)	沖縄県八重山事務所県税課	Tel. 0980-82-3045																	

第72号様式の2中

「下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。

沖縄県那覇県税事務所長

印

を

「

沖縄県那覇県税事務所長

印

に

下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。

改める。

第72号様式の3及び第72号様式の4中

「下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。

よつて、この通知により納入すべき合計額を下記の指定納期限までに納入書によつて納入してください。」を

沖縄県那覇県税事務所長

印

」

「

沖縄県那覇県税事務所長

印

に

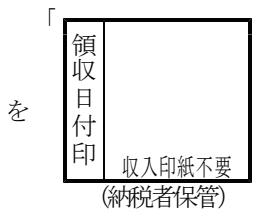
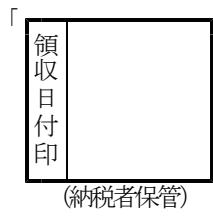
下記のとおり、更正・決定をしましたので、通知します。

よつて、この通知により納入すべき合計額を下記の指定納期限までに納入書によつて納入してください。」

改める。

第78号様式(表)中「取りまとめ店」の次に「〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター」を加え、「あて先」を「宛先」に改め、「(株)」を削り、「又はC V S店舗」を「又はC V S本部」に、

「郵便局・金融機関」を「金融機関・コンビニ」に、



に改め、同様式(裏)中「、サークルK、サンクス、スリーエ

フ」を「、サークルK・サンクス」に改め、「ヤマザキデイリーストアー」の次に「、MMK設置店」を加える。

第86号様式(表)中「取りまとめ店」の次に「〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター」を加え、「あて先」を「宛先」に改め、「(株)」を削り、「又はC V S店舗」を「又はC V S本部」に、

「郵便局・金融機関」を「金融機関・コンビニ」に、

「領
收
日
付
印」
(納税者保管)

「領收日付印」
を
収入印紙不要
(納税者保管)

フ」を「、サークルK・サンクス」に改め、「ヤマザキデイリーストアー」の次に「、MMK設置店」を加える。

第86号様式の2(表)中「取りまとめ店」の次に「〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター」を加え、「あて先」を「宛先」に改め、「(株)」を削り、「又はC V S 店舗」を「又はC V S 本部」に、

「郵便局・金関機関・コンビニ
金融機関」を

領 收 日 付 印 (納稅者保管)	を 領 收 日 付 印 収入印紙不要 (納稅者保管)
--	---

に改め、同様式（裏）中「、サークルK、サンクス、スリーエ

「領収日付印」を「領収日付印 収入印紙不要」に改め、同様式（裏）中に、「特例適用額」を「減額適用額」に改め、「サークルK、サンクス、スリーエフ」を「サークルK・サンクス」に改め、「ヤマザキデイリーストア」の次に「MMK設置店」を加える。

「切り取らない」

第166号様式（表）中「取扱金額」に改め、同様式（裏）中「金額に相当する延滞金額（延滞金額が500

円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。) を加算して納付しなければなりません。」を「延滞金が加算されます。」に改め、「(本店)」を削り、「、サークルK、サンクス、スリーエフ」を「、サークルK・サンクス」に改め、「ヤマザキティリス トアー」の次に「、MMK設置店」を加える。

第166号様式の2(表)を次のように改める。

第166号様式の2（自動車税用）（表）（用紙　日本工業規格A4横長型）

歳入 日付印	領收 日付印
-----------	-----------

なお、ゆうちょ銀行の場合 取りまとめ店 平812-8794
ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター
上記にかかる貢献を面取
宛先 出納員殿

領 取 日 付	印
預 り	円
総 計	円

切り取らないで窓口に持出してください。ATMではお取扱いできません。

沖縄県税	沖縄県 県税領收証書
加入者名	沖縄県会計管理者
口座番号	

お支払いの際は切り離さずにして提出ください。

1 登録番号欄、領収日付欄、有効日付欄
が★……★で消してあるものは無効です。

2 領収日付印のないものは無効です。

次の自動車について滞納がないことを証明します。

領收目付印又は納税證明印

事

賦課の根柢となる法律及び条例の規定	地主税法第145条
摘要 南限斯ムトまで施された場合は、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ	第138条

冲繩県

摘要 賦課及格規則の規定地元沖縄県税条例第145条第138条
概要 新規法を過ぎた場合は、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付はできません。

第166号様式の2（裏）中「審査請求することができます。」の次に「審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。」を加え、「（本店）」を削り、「、サークルK、サンクス、スリーエフ」を「、サークルK・サンクス」に改め、「ヤマザキデイリーストア」の次に「、MMK設置店」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改める。

第1条のうち、第49条の見出しの改正規定中「改める。」を「改め、同条の次に次の6条を加える。」に改め、第49条の2を第49条の8とし、第49条の次に6条を加える改正規定を削る。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第47号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県税の課税免除の特例に関する条例施行規則

第1条中「県税の課税免除等の特例に関する条例」を「県税の課税免除の特例に関する条例」に改める。

第5条の見出しを「（課税免除の申請）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第12条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる申請書を、当該各号に定める期限、期間又は日までに県税事務所等の長に提出しなければならない。

(1) 個人事業税課税免除申請書（第1号様式）又は離島の地域又は過疎地域における畜産業、水産業及び薪炭製造業に係る個人事業税課税免除申請書（第2号様式） 県税条例第58条第1項に規定する申告期限

(2) 法人事業税課税免除申請書（第3号様式） 県税条例第52条（第1項第4号を除く。）に規定する申告納付の期間又は第53条第1項の規定により申告納付する日

(3) 不動産取得税課税免除申請書（第4号様式） 法人にあっては県税条例第52条（第1項第4号を除く。）の規定により特定民間観光関連施設、情報通信産業振興地域対象設備、認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備、経済金融活性化特別地区対象設備、離島地域対象設備、過疎地域特別償却適用設備又は促進区域対象施設（以下「特定民間観光関連施設等」という。）を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税の申告納付の期間、個人にあっては県税条例第58条第1項の規定により特定民間観光関連施設等を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日

(4) 固定資産税課税免除申請書（第5号様式） 法第383条又は第394条に規定する申告期限

第5条第2項第1号ウ中「又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」を「、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備又は過疎地域特別償却適用設備」に改め、同号エ中「離島地域対象設備」の次に「又は過疎地域特別償却適用設備（旅館業の用に供するものに限る。）」を加え、同項第2号オ中「又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」を「、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備又は過疎地域特別償却適用設備」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 離島地域対象設備又は過疎地域特別償却適用設備（旅館業の用に供するものに限る。）の取得に係る課税免除の申請にあっては、旅館業許可証の写し

第5条第2項第3号イ中「（条例第12条の規定による不均一課税の申請の場合を除く。）」を削り、同号エ中「配置図」の次に「及び着工年月日を証する書類」を加え、同号オ中「又は商業基盤施設」を削り、「課税免除等」を「課税免除」に改め、同号カ中「又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」を

「、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備又は過疎地域特別償却適用設備」に改め、同号キ中「離島地域対象設備」の次に「又は過疎地域特別償却適用設備（旅館業の用に供するものに限る。）」を加え、同号クを次のように改める。

ク 促進区域対象施設の設置に係る課税免除の申請にあっては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条に規定する承認地域経済牽引事業（次号において「承認地域経済牽引事業」という。）であることを証する書類

第5条第2項第4号イ中「又は商業基盤施設」を削り、「課税免除等」を「課税免除」に改め、同号ウ中「又は国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」を「、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備又は過疎地域特別償却適用設備」に改め、同号エを次のように改める。

エ 促進区域対象施設の設置に係る課税免除の申請にあっては、承認地域経済牽引事業であることを証する書類

第5条第2項第5号中「課税免除等」を「課税免除」に改める。

第6条中「第14条第2項」を「第13条第2項」に、「第8号様式」を「第6号様式」に改める。

第7条の見出し中「課税免除等」を「課税免除」に改め、同条中「第13条」を「第12条」に改め、「若しくは不均一課税」を削り、「第14条第2項」を「第13条第2項」に、「課税免除・不均一課税・徵収猶予の申請に対する決定通知書」を「課税免除・徵収猶予の申請に対する決定通知書」に、「第9号様式」を「第7号様式」に改める。

第8条中「第15条」を「第14条」に、「第10号様式」を「第8号様式」に改める。

第9条を削る。

附則第2項を削り、附則第1項中「（以下「新規則」という。）」を削り、同項の項番号を削る。

第1号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県 事務所長 殿」に、「県税の課税免除等の特例に関する条例第13条」を「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則」を「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則」に改める。

第2号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県 事務所長 殿」に、「県税の課税免除等の特例に関する条例第13条」を「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則」を「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則」に改める。

第3号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県 事務所長 殿」に、「県税の課税免除等の特例に関する条例第13条」を「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」に、

県 内 分			左のうち課税免除分		
課税標準額 (円)	税率	税額(円)	課税標準額 (円)	税率	税額(円)

を

課 税 免 除 前			課 税 免 除 後		
県内課税標準額 (円)	税率	税額(円)	課税標準額 (円)	税率	税額(円)

に改め、同様式注1中「県税の課

税免除等の特例に関する条例施行規則」を「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則」に改め、同様式付表中

県内課税標準額 (円) ①	(イ)／(ロ)	課税免除に係る分(円) ②	免除後の課税標準額(円)①-②	を
------------------	---------	---------------	-----------------	---

県内課税標準額 (円) ⑤	(イ)／(ロ)	課税免除に係る分(円) ⑥	免除後の課税標準額(円)⑤-⑥	に改める。
------------------	---------	---------------	-----------------	-------

第4号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県 事務所長 殿」に、「県税の課税

免除等の特例に関する条例第13条」を「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」に、

区分		取得した不動産			課税免除分
課 税 標 準 額		円			円
不 动 产 取 得 税 額		円			円
不動産の概要	地番又は屋号番号	地目又は家屋の種類	家屋の構造	地積又は床面積	左のうち課税免除対象となる地積又は床面積
新設し、又は増設した設備等	特別償却に関する明細書を提出した税務官署及び提出年月日			年 月 日	
	新設し、又は増設した場所				
	新設し、又は増設した年月日			年 月 日	
	有形減価償却資産の合計額			円	

を

に改め、

家屋の概要	家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち課税免除対象となる床面積		
土地の概要	地番	地目	地積	左のうち課税免除対象となる地積			
新設し、又は増設した設備等	特別償却の適用の有無		有・無				
	特別償却に関する明細書を提出した税務官署及び提出年月日		年 月 日				
	新設し、又は増設した場所						
	新設し、又は増設した年月日		年 月 日				
	有形減価償却資産の合計額		円				

同様式注1中「県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則」を「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則」に改める。

第5号様式を削る。

第6号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県 事務所長 殿」に、「県税の課税免除等の特例に関する条例第13条」を「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則」を「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則」に改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式を削る。

第8号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿」を「沖縄県 事務所長 殿」に、「県税の課税免除等の特例に関する条例第14条第2項」を「県税の課税免除の特例に関する条例第13条第2項」に改め、同様式注1中「、沖縄県税条例第68条第1項の申告の際」を削り、同様式を第6号様式とする。

第9号様式中「沖縄県 県税事務所長 事務所長 団」を「沖縄県 事務所長 团」に、

「課税免除・不均一課税・徴収猶予の申請に対する決定通知書」を「課税免除・徴収猶予の申請に対する決定通知書」に、「下記のとおり課税免除・不均一課税」を「下記のとおり課税免除」に改め、「又は不均一課税」を削り、同様式を第7号様式とする。

第10号様式中「沖縄県 県税事務所長 印」を「沖縄県 事務所長 印」に、
「県税の課税免除等の特例に関する条例第15条」を「県税の課税免除の特例に関する条例第14条」に改め、
同様式を第8号様式とする。

第11号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第48号

沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（滅失等の報告）

第3条 条例第7条第3項の規定による報告は、第3号様式によるものとする。

（他目的等への使用等の手続）

第4条 条例第8条に規定する知事の承認を受けようとする者は、土地改良財産他目的（用途）使用（収益）承認申請書（第4号様式）に見取図を添えて知事に提出しなければならない。

第8条の見出し中「付け替え工事」を「付替工事」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第1号様式中

「 沖縄県知事 殿 昭和 年 月 日 」
を

「 沖縄県知事 殿 年 月 日 」
に改める。

第2号様式中「平成 年 月 日」とし」を「 年 月 日」とし」に、
「 平成 年 月 日 委託者 沖縄県知事 印 」
を

「 年 月 日 委託者 沖縄県知事 印 」
に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
管理者名
代表者職氏名

印

土地改良財産の滅失等状況報告

上記のことについて、次のとおりその状況を関係図面を添えて報告いたします。

- 1 当該土地改良財産の所在及び種類
- 2 被害の状況
- 3 滅失又は損傷の原因
- 4 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費見込額
- 5 当該土地改良財産の保全又は復旧のためとった応急措置
- 6 その他

注 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とする。

第4号様式（第4条関係）

第 年 月 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
管理者名
代表者職氏名 (印)

土地改良財産他目的（用途）使用（収益）承認申請書

次のとおり、土地改良財産を他目的（用途）に使用（収益）し（させ）たいので見取図を添えて申請します。

所 在	種 類	数 量		備 考	
		総 量	左欄のうち使用（収益）の対象となる数量		
使用（収益）の目的（用途）					
使用（収益）の方法					
使用（収益）の期間		年 月 日から 年 月 日まで		使 用 （収 益） 者	
				本 人	他 人
他人に使用（収益）させる場合					
住 所		条 件			
氏名（名称）		管理受託者の予定収入	年間 円		

注 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とする。

第5号様式中

「 沖縄県知事 殿 昭和 年 月 日 」

を 「 沖縄県知事 殿 年 月 日 」

に、「昭和 年 月 日管理受託」を「 年 月 日管理受託」に改める。

平成29年12月28日 木曜日

公 報

(号外第23号)

第6号様式中「付け 耕第 号」を「付け 第 号」に改める。

第7号様式中

「昭和 年度」を

「年度」に

改める。

第9号様式中「付け替え工事」を「付替工事」に改める。

第10号様式中

「沖縄県知事 殿」昭和 年 月 日

を
「沖縄県知事 殿」年 月 日

に改める。

第11号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「農林水産部農地農村整備課」を「農林水産部」に改める。

第12号様式中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第49号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県証紙条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第236号から第237号の3までを次のように改める。

236 全国通訳案内士登録申請手数料

237 全国通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料

237の2 地域通訳案内士登録申請手数料

237の3 地域通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料

別表第1項第237号の4を削り、同項第241号の次に次の1号を加える。

241の2 旅行サービス手配業新規登録申請手数料

別表中第36項を削り、第37項を第36項とし、第38項を第37項とする。

(沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例施行規則の廃止)

第2条 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例施行規則(平成25年沖縄県規則第24号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第50号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

映像操作室	1時間までごとに	90円	を
-------	----------	-----	---

映像操作室	1時間までごとに	90円	に改める。
蹴球場	第1会議室	1時間までごとに	
	第2会議室	1時間までごとに	

附 則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第51号**沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「委員」を「、委員」に改める。

第14条中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第24条第1項中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第29条第3項中「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第32条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第5号様式中「一に」を「いずれかに」に、「き損」を「毀損」に改める。

第7号様式（裏）を次のように改める。

連帯保証人調書

（裏）

連帯保証人の所得証明書（源泉徴収票又は市町村が発行する所得証明書）添付欄

入居者との関係

職業

勤務先の証明 連帯保証人は当所に勤務し月収 円であることを証明します。

年 月 日	所在地 名称 (電話) 証明者名 印
-------	---------------------------

注 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

2 連帯保証人の所得証明書を添付している場合は、勤務先の証明欄の月収及び証明者名の記載並びに押印は不要です。

「死 亡
県 外 転 出
辞 任 申 出 そ の 他」 を 「死 亡
國 外 転 出
辞 任 申 出 そ の 他」 に改める。

第8号様式中 「県外転出」 を 「国外転出」 に改める。

第10号様式中

「 沖縄県知事 殿 年 月 日 を
」 年 月 日 に、「き損」
「 沖縄県知事 殿 」
を「毀損」に改める。

第17号様式及び第18号様式を次のように改める。

第17号様式 (第13条関係)

収入認定及び収入超過者認定通知書			
第 号 年 月 日			
県営団地	団地 号 殿	沖縄県知事	印
あなたの収入金額（同居者の収入も含む。）は、下記のとおり認定しましたので、通知します。			
この収入は、県営住宅入居者資格の収入基準を超えておりますので、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第30条の規定により県営住宅を明け渡すよう努力する義務があります。			
なお、引き続き入居することができますが、そのときは同条例第31条により算定された家賃又は同条例第56条及び第59条第2項の規定により算定された家賃及び割増賃料を徴収することになりますのでご承知ください。			
この認定について疑問のある方又は不服のある方は、通知を受けた日から30日以内に所定の用紙にその事実を証する書類を添えて意見の申出ができます。			
記			
公営住宅法（改良住宅にあっては、住宅地区改良法）でいうあなたの収入			円
収入のある同居者	年間収入	年間所得額	摘要
合計			

控除の内訳	×
年間所得額	控除総額
() - ()	÷ 12 = 円

第18号様式（第13条関係）

収入認定及び高額所得者認定通知書

第 年 月 日 号

県営団地 団地 号 殿

沖縄県知事 印

あなたの収入金額（同居者の収入も含む。）は、下記のとおり認定しましたので、通知します。
この収入は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第29条の規定により高額所得者として認定され、同条例第30条の規定により県営住宅明渡し請求の対象者となります。

については、早期に県営住宅を明け渡すようにしてください。

なお、そのまま居住しますと、同条例第33条の規定により算定された家賃等を徴収することになりますのでご承知ください。

この認定について疑問のある方又は不服のある方は、通知を受けた日から30日以内に所定の用紙にその事実を証する書類を添えて意見の申出ができます。

記

公営住宅法でいうあなたの収入 円

収入のある同居者	年間収入	年間所得額	摘要
合計			

控除の内訳	×
年間所得額	控除総額
() - ()	÷ 12 = 円

第26号様式を次のように改める。

第26号様式（第15条関係）

家賃等減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

県営住宅 団地 号
申請者 印

下記の理由により家賃（敷金）の減免（免除）を申請します。

記

理由	1 収入が著しく低額なため 2 病気にかかっているため 3 災害により著しい損害を受けたため 4 その他（以下に理由を記入してください。） ()					
	氏名		続柄	年齢	平均月収	職業
同居者の状況						
※減額（免除）金額				※減額（免除）期間	自至年年月月日	
備考						

注 1 理由を証する証明書、入居者及び同居者の収入証明書を添付すること。

2 「同居者の状況」には、別居の扶養親族を含みます。

3 ※印欄は、記入しないでください。

第36号様式中「明渡す」を「明け渡す」に改める。

第39号様式中「き損」を「毀損」に改める。

「

1 明治
2 大正
3 昭和

 年 月 日 を

年 月 日

」に、「車両番号」

を「車両番号」に、「車両重量」を「車両重量」に、「あたり」を「当たり」に改める。

第43号様式（裏）中「手続き」を「手続」に、「き損」を「毀損」に改める。

第44号様式中「車輌変更用」を「車両変更用」に、「車輌を」を「車両を」に、「車両番号」を「車両番号」に、「車両重量」を「車両重量」に、「車両変更理由」を「車両変更理由」に、「買い換え」を「買換え」に改める。

「

1 明治
2 大正
3 昭和

 年 月 日 を

年 月 日

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第14号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月28日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「この場合において」の次に「、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）附則第6項中「100分の87」とあるのは「100分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の83.7）」と、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年沖縄県条例第49号）附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の83.7）」と、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）附則第2項中「100分の87」とあるのは「100分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の83.7）」と、「104分の87」とあるのは「104分の87（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、104分の83.7）」と」を加える。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第15号**育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**

育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2」を「第2条の3、第2条の4」に改める。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）」を付し、同条各号列記以外の部分中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第1号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「保育所」を「保育所等（育児休業条例第3条第6号に規定する保育所等をいう。）」に改め、同条2号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、「親」の次に「（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第16号**東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則**

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則

第1条中「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」に改め、「第1条」の次に「、第3条及び第4条」を、「に基づき、東日本大震災」の次に「及び東日本大震災以外の特定大規模災害等」を加える。

第3条第1項中「東日本大震災関連作業手当」の次に「及び条例第3条に規定する原子力緊急事態関連作業手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--